Ⅷ　そ　　の　　他

1　水　道　の　あ　ゆ　み

年　　次	事　　項
明　治　末　期	一部識者の間に水道、下水道の必要性が叫ばれる
大　正　末　期	市民から水道布設の要望高まる
大　正　12　年	水道布設の調査研究始まる
昭　和　元　年	佐野工学博士により最初の計画案がまとめられる
	岐阜振興会を中心に水道会社設立案が提示される
昭和 3. 3. 3	第10代松尾国松市長水道建設案を市議会に提出
3. 10. 24	水道創設工事内務省認可（計画給水人口55,000人）
4. 9. 9	水道給水条例公布（定額給水、従量給水）
5. 3. 7	鏡岩水源地通水
5. 11. 18	第２期工事内務省認可（計画給水人口125,000人）
7. 7. 22	水道給水奨励金交付規定を制定し水道の普及を図る
10. 4. 1	臨時水道課を廃止し、水道課を設置
17. 4. 1	水道課が水道部に昇格、経理課、工務課設置
20. 7. 9	岐阜空襲により市中心部焼失、水道施設大被害
20. 10. 1	工作課を設置
21. 4. 1	戦災復興事業に着手
22. 5. 29	機構改革により、工務課を上水課、下水課に分課し、工作課は建築部へ移管
23. 4. 1	上（下）水道普及促進を図るため工事費分納制度実施
24. 2. －	公認工事店制度設立(10社)
25. 4. 14	第３期拡張工事厚生省、建設省認可（計画給水人口148,000人）
26. 7. 26	第４期拡張工事厚生省、建設省認可（計画給水人口125,000人に修正）
28. 1. 1	昭和27.10.1地方公営企業法施行に伴い同法の適用を受ける（企業会計採用）
28. 5. 7	雄総水源地通水（長良川以北に初めて給水）
28. 9. 15	厚生大臣から「保健文化賞」を受賞
29. 1. 29	美江寺町に水道部新庁舎落成
29. 9. 25	日本水道協会岐阜県支部設立
29. 9. 30	上（下）水道分納工事条例制定
30. 7. 1	第５期拡張工事厚生省、建設省認可（計画給水人口160,000人）
30. 7. －	西郷簡易水道設立
31. 3. －	網代北簡易水道設立
32. 3. －	下奈良簡易水道設立
32. 3. 22	第５期拡張変更工事厚生省認可（計画給水人口192,000人）
33. 2. －	日野簡易水道設立
33. 3. －	前一色簡易水道設立、市橋・爪簡易水道設立
33. 9. －	水海道・岩地簡易水道設立
33. 10. －	黒野第２簡易水道設立
34. 2. －	方県簡易水道設立
34. 4. 1	業務課設置
34. 6. －	茜部簡易水道設立
34. 8. －	岩・芥見簡易水道設立
34. 9. 26	伊勢湾台風により水道施設にも被害が出る
34. 10. －	上芥見第１簡易水道設立
34. 11. －	柿ヶ瀬・三ッ又簡易水道設立
34. 12. －	古津簡易水道設立
35. 3. －	木田・尻毛簡易水道設立、今嶺・藪田簡易水道設立、岩野田簡易水道設立
35. 10. －	三輪第１簡易水道設立、三輪第２簡易水道設立
35. 12. －	常盤簡易水道設立
36. 3. －	芥見野村簡易水道設立、一日市場簡易水道設立
36. 8. －	黒野第１簡易水道設立
36. 9. －	鶉簡易水道設立
37. 10. －	志段見簡易水道設立
37. 12. －	岩井簡易水道設立
38. 10. 10	企業局設置
40. 3. －	芥見加野簡易水道設立
40. 10. 1	料金徴収事務を銀行に委託
41. 2. 10	今沢町市庁舎完成、水道部移転
42. 11. 15	公営企業経営審議会規則制定
43. 3. 30	第６期拡張事業厚生省認可（計画給水人口332,000人）
43. 4. 1	隔月検針、隔月徴収制度導入
44. 4. 1	料金徴収事務を個人委託に変更
44. 6. 20	料金の口座振替制度導入
45. 4. 1	料金計算事務の電算委託開始、検針事務の個人委託開始
46. 3. 31	第６期拡張１次変更事業厚生省認可（計画給水人口334,000人）

年　　次	事　　項
昭和 47.　4.　1	企業局制廃止、上水課を水道課、下水課を下水道課に改称
48.　4.　－	上芥見第２簡易水道設立
49.　3.　－	石谷簡易水道設立
49.　4.　1	工務課設置
52.　4.　1	水質管理室を新設
53. 12.　－	則松簡易水道設立
54.　3.　－	日置江簡易水道設立
54.　3. 31	第６期拡張２次変更事業厚生省認可（計画給水人口295,000人）
54.　4.　1	業務課を料金課、衛生工事課に分課
56.　3.　－	上雛倉簡易水道設立
56.　3. 28	本荘水源地通水
56. 10.　－	水道部南庁舎に移転
57.　5. 17	第３３回全国水道研究会岐阜市に於いて開催
57.　7.　7	下川手水源地通水
59.　3. 30	第７期拡張事業厚生省認可（計画給水人口295,000人）
60.　3. 28	主力水源一帯の長良川中流域が環境庁の「名水百選」に選定される
60.　4. 28	鏡岩水源の原水が厚生省の 「 おいしい水 」 に選定される
61. 10.　1	上（下）水道料金管理のオンラインシステム稼動
62.　3. 31	第７期拡張１次変更事業厚生省認可（計画給水人口386,700人）
62.　4.　1	下奈良、爪、茜部、鶉、今嶺藪田、日置江、前一色、水海道、岩芥見、上芥見第１、上芥見第２、芥見加野、岩井、岩野田、黒野第１、黒野第２、柿ヶ瀬、西郷、日野、常盤、芥見野村、三輪第１、三輪第２、志段見の24簡易水道を上水道に統合
62.　4.　1	水道行政の一元化により、衛生部簡易水道課を水道部に統合し、衛生工事課を設備課、水道課を水道一課、簡易水道課を水道二課に改称、水質管理室を下水道管理課に統合
63.　3. 15	水道部分庁舎完成
63.　4.　1	水道整備事業着手
平成　2.　2. 13	前一色水源地廃止
2.　3. 31	城見ヶ丘団地専用水道を上水道に統合
2.　4. 11	爪及び今嶺藪田水源地廃止
2. 11. 29	茜部第２水源地廃止
3.　4.　1	建設、施設、維持管理部門を明確化するため、水道部機構改革により、水道一課、水道二課、下水道建設課、下水道管理課、工務課を廃止し、水道課、水道施設課、下水道課、下水道施設課、維持管理課を新設
3.　4.　1	財務会計システム稼動
3.　5.　1	志段見水源地廃止
3. 12. 21	岐阜市水道給水例の一部を改正し、第一給水区域と第二給水区域及び簡易水道区域の料金格差を段階的に是正（格差33％相当を4.8％相当に是正）
4.　4. 20	下奈良水源地廃止
4.　6.　2	市橋水源地通水
4. 10. 16	粕森水源地廃止 粕森増圧ポンプ場通水
4. 11. 25	岩野田浄水施設通水
4. 12. 21	水質基準に関する省令の改正
5.　4.　1	水海道水源地廃止
5.　8. 27	第８期拡張事業厚生省認可（計画給水人口397,000人）
5. 12.　1	新水質基準による検査施行期日
6.　4.　1	木田、石谷、一日市場の３簡易水道を上水道に統合 水質検査の自主検査体制を確立し、水質管理室を水質管理課に名称変更
7.　3. 22	石谷増圧ポンプ場通水
7.　4.　1	第２期水道整備事業着手
7.　9. 29	岐阜市水道給水条例の一部を改正（第一給水区域と第二給水区域及び簡易水道給水区域の料金体系を統合し、料金格差を是正）
8.　4.　1	曽我屋組合簡易水道を上水道に統合
8.　4.　1	新財務会計システム稼動
8.　5. 15	第47回全国水道研究会岐阜市に於いて開催
8.　9. 30	鏡岩配水池建設工事着手
8. 10. 16	（仮称）西部水源地築造工事着手
11. 10.　1	河渡組合簡易水道を上水道に統合
11. 10.　7	第８期拡張１次変更事業厚生省認可（計画給水人口400,400人）
11. 12. 22	岐阜市水道給水条例の一部を改正し、水道料金を改定（平均改定率9.79％）
12. 10.　2	市役所南庁舎から旧北保健センター及び水道部分庁舎へ移転
13.　1.　5	水道部ホームページを開設
13.　4.　1	古津簡易水道を上水道に統合

年　　次	事　　項
平成 13. 11. 1	寺田水道消費生活組合（簡易水道）を上水道に統合
14. 1. 1	コンビニ収納始まる
14. 3. 29	鏡岩配水池完成
14. 4. 1	網代北・則松の２簡易水道を上水道に統合
15. 4. 1	機構改革により、水道部を上下水道事業部、水道総務課を上下水道事業政策室と上下水道事業総室、営業課を営業室、水道課を上水道事業室、水道施設課を上水道施設室、下水道課を下水道事業室、下水道施設課を下水道施設室、維持管理課を維持管理室、水質管理課を水質管理室に改称
15. 4. 1	新財務会計システム稼動
15. 4. 1	日置江水源地廃止
15. 6. 15	手力組合簡易水道を上水道に統合
16. 4. 1	曽我屋及び河渡水源地廃止
17. 1. 31	鶉水源地廃止
17. 3. 18	第９期拡張事業厚生労働省認可（計画給水人口374,600人）
17. 4. 1	機構改革により、上下水道事業総室を上下水道事業政策室に統合し、上水道施設室と下水道施設室を統合し、施設室と鏡岩水源事務所を新設
17. 4. 1	方県及び上雛倉簡易水道を上水道に統合
17. 4. 1	上雛倉水源地廃止
17. 4. 1	第３期水道整備事業着手
17. 7. 20	ペットボトル水“清流長良川の雫”製造
17. 12. 26	第９期拡張事業厚生労働省届出（計画給水人口388,770人） （市町村合併による水道事業の全部譲り受け）
18. 1. 1	柳津町を編入、合併
18. 3. 24	上下水道事業部中期経営プラン策定（平成17～21年度）
18. 6. 1	上芥見第２水源地廃止
19. 9. 30	芥見加野水源地廃止
19. 12. －	「岐阜市上下水道事業部経営健全化計画」財務大臣(12/21)、総務大臣(12/22)承認
20. 3. 7	第９期１次変更拡張事業厚生労働省認可（計画給水人口381,500人）
20. 4. 1	機構改革により、上下水道事業政策室を上下水道事業政策課、営業室を営業課、上水道事業室を上水道事業課、下水道事業室を下水道事業課、施設室を施設課、水質管理室を水質管理課、維持管理室を維持管理課に改称
20. 12. 25	岐阜市水道ビジョン策定
21. 1. 4	窓口、検針、料金収納等営業関連業務の包括的外部委託に伴い「岐阜市上下水道料金センター」を開設
22. 2. 26	雄総第２配水池完成
22. 3. 31	上下水道事業部中期経営プラン策定（平成22～26年度）
22. 9. 21	八代本庁舎、則武分庁舎、水質管理課を中部プラント地内の新庁舎に統合移転
23. 2. 28	鏡岩及び雄総水源地紫外線処理施設完成
23. 3. 8	切通西組組合簡易水道を上水道に統合
23. 4. 1	第４期水道整備事業着手
24. 3. 1	鏡岩水源事務所を中部プラント地内の本庁舎に移転
26. 6. 30	岐阜市水道給水条例の一部を改正し、水道料金を改定（平均改定率9.47%、平成26年6月30日施行、平成26年10月1日新料金適用）
27. 2. 6	第１０期拡張事業厚生労働省認可（計画給水人口356,100人）
27. 3. 31	上下水道事業部中期経営プラン策定（平成27～31年度）
27. 7. 31	黒野第１南水源地廃止
27. 8. 4	黒野第１加圧施設通水
28. 4. 1	第５期水道整備事業着手
29. 3. 6	岐阜市新水道ビジョン策定
30. 3. 6	岩野田加圧施設通水
令和 2. 2. 13	岐阜市上下水道事業経営戦略策定（令和2～11年度）

2 下 水 道 の あ ゆ み

年　次	事　項
明　治　末　期	一部識者の間に水道、下水道の必要性が叫ばれる
大　正　末　期	市民から下水道布設の要望高まる
大　正　14　年	合流式下水道計画が立案されたが、水利問題及び莫大な工事費が理由で実現せず
昭和　5.　－　－	下水道事業調査開始
9.　3.　31	下水道築造内務省認可
9.　7.　17	下水道築造事業着手
12.　7.　1	下水処理開始(中部下水処理場)
12.　7.　12	小下水工事の施工開始(神田町7丁目)
13.　3.　30	日本で最初の下水料金制度を制定(徴収開始4月1日)
13.　3.　－	小下水工事施工基準の制定
13.　4.　1	岐阜市下水道条例を制定
16.　－　－	下水道利用戸数10,000戸に達する
17.　4.　1	水道課が水道部に昇格、経理課、工務課設置
18.　3.　－	下水道当初計画完工(面積 490ha、工費 300万円)
20.　6.　－	中部下水処理場内に塵埃処理場完成
20.　7.　9	岐阜空襲により市中心部焼失、下水道施設大被害
20.　10.　1	工作課を設置
21.　4.　1	戦災復興事業に着手
21.　10.　1	工業廃液に料金を課す
22.　5.　29	機構改革により、工務課を上水課、下水課に分課し、工作課は建築部へ移管
22.　7.　1	し尿料金が制定される
23.　4.　1	上(下)水道普及促進を図るため工事費分納制度実施
24.　2.　－	公認工事店制度設立(10社)
24.　4.　－	戦災復興及び都市計画下水道事業に伴う小下水管切り替え工事開始
25.　7.　10	岐阜市が戦災復興及び都市計画下水道事業について建設大臣から表彰
27.　9.　1	下水道第1期拡張事業変更認可(東栄地区下水道整備開始)
28.　1.　1	昭和27.10.1 地方公営企業法施行に伴い同法の適用を受ける(企業会計採用)
28.　9.　15	厚生大臣から「保健文化賞」を受賞
28.　－　－	戦災復興及び都市計画下水道事業完成
29.　1.　29	美江寺町に水道部新庁舎落成
29.　9.　30	上(下)水道分納工事条例制定
31.　4.　－	小下水道直営工事を廃止
31.　5.　18	下水道第1次拡張事業変更認可(本郷、木之本、西広江地区下水道整備開始)
32.　3.　29	下水道第2次拡張事業変更認可(本荘一部地区下水道整備開始)
32.　4.　1	中部処理場拡張事業始まる
33.　4.　11	下水道第3次拡張事業変更認可(厚見、加納、三里の一部地区)
33.　4.　24	下水道法公布
34.　4.　1	業務課設置
34.　－　－	中部処理場においてステップエアレーション処理法始まる
34.　9.　26	伊勢湾台風により下水道施設にも被害が出る
35.　－　－	北部下水道事業調査開始
35.　5.　21	下水道第4次拡張事業変更認可(中部処理場拡張、加温消化槽、機械脱水)
35.　－　－	中部処理場において機械脱水による汚泥処理開始(遠心脱水機5台設置)
37.　2.　5	下水道第5次拡張事業変更認可(北部処理区新規)(中部処理区内厚見地区の一部増)
37.　9.　26	北部処理区下水道事業起工
38.　10.　10	企業局設置
40.　4.　1	日本下水道協会岐阜県支部設立
40.　10.　1	料金徴収事務を銀行に委託
41.　2.　10	今沢町市庁舎完成、水道部移転
41.　4.　－	南部地区下水道事業調査開始
41.　7.　1	北部下水処理場処理開始
42.　11.　15	公営企業経営審議会規則制定
43.　4.　1	隔月検針、隔月徴収制度導入
43.　10.　22	水質料金制度の制定
43.　11.　1	汚水料金に従量制を導入
44.　4.　1	料金徴収事務を個人委託に変更
44.　6.　20	料金の口座振替制度導入
45.　2.　16	下水道第6次拡張事業変更認可(北部処理場内汚泥処理設備)(南部処理区事業着手し処理場及び鶉、茜部、三里、加納、厚見、本荘地区の整備)
45.　4.　1	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定 料金計算事務の電算委託開始、検針事務の個人委託開始
45.　9.　28	南部処理区下水道事業起工
45.　12.　25	水質汚濁防止法公布
46.　5.　－	日本下水道協会岐阜県支部において排水設備工、責任技術者の統一試験を実施

年　　次	事　　項
昭和 47. 3. 29	島区画整理事業認可
47. 4. 1	企業局制廃止、上水課を水道課、下水課を下水道課に改称
48. 3. 27	下水道第7次拡張事業変更認可(北部処理区内島、早田、鷺山、長良の整備、北部処理場の拡張)
48. 4. －	水処理施設の清掃業務委託開始
48. 6. 7	南部下水処理場処理開始、処理場をプラントに改称
48. 6. －	南部鶉地区排水設備工事開始
49. － －	汚泥焼却開始と脱水焼却の業務委託開始
49. 4. 1	工務課を設置
49. 8. 5	木曽川右岸流域浄水事業都市計画決定
50. 10. 1	汚水料金の従量制、逓増制を導入し、井戸水利用者(大口)に対し時間計測器の測定による料金調定開始
51. 9. 12	9.12水害発生により北部プラント浸水(災害復旧費 192,000,000円)
52. 2. －	木曽川右岸流域浄水事業、都市計画、下水道の事業認可
52. 4. 1	水質管理室を新設
53. 4. 1	機構改革により下水道課を下水道管理課及び下水道建設課に分課
54. 4. 1	業務課を料金課、衛生工事課に分課
54. 10. 23	南部プラント屋上公苑の開苑
55. 2. 8	下水道第8次拡張事業変更認可(北部は鷺山、則武、上土居地区、南部は三里、茜部、鶉地区の一部)雨水貯溜槽(梶川町、伊奈波)
55. 3. 28	木曽川右岸流域浄水事業より、中部プラントを除外する検討を表明
55. 7. －	木曽川右岸流域浄水事業幹線管渠工事着手
56. － －	伊勢湾汚濁負荷総量規制開始
56. 10. －	水道部南庁舎に移転
57. 10. 21	北部プラント第2期拡張事業開始
57. 12. 13	下水道第9次拡張事業変更認可(市橋、鏡島全域)
59. 3. 1	流域関連下水道事業認可(東部処理区)
59. 6. 29	岐阜市が下水道事業に対する多大な功績により建設大臣表彰を受賞(新下水道法25周年記念)
59. 10. 17	東部処理区幹線管渠工事着手
59. 10. 19	下水道第10次拡張事業変更認可(長良、雄総の一部地区、則武、正木地区、則武ポンプ場)
59. 11. －	木曽川右岸流域浄水事業の岐阜県各務原浄化センター着工
59. 11. 9	須賀ポンプ場起工
61. 4. －	下水管渠内テレビカメラ調査始まる (仮称)北西部処理区事業調査着手
61. 4. 26	須賀ポンプ場通水
61. 10. 1	上(下)水道料金管理のオンラインシステム稼働
62. 4. 1	水道行政の一元化により、衛生部簡易水道課を水道部に統合し、衛生工事課を設備課、水道課を水道一課、簡易水道課を水道二課に改称、水質管理室を下水道管理課に統合
63. 3. 15	水道部分庁舎完成
平成 元. 1. 13	則武ポンプ場起工
元. 4. －	東部処理区面整備工事着手
元. 4. 27	流域関連下水道事業変更認可(東部、芥見処理分区)
元. 11. 18	芥見処理区幹線管渠着手
2. 4. 20	則武ポンプ場通水
2. 8. 10	下水道第11次拡張事業変更認可
2. 9. 17	木曽川右岸流域下水道の維持管理に要する費用に関する覚書締結 (岐阜県知事と4市9町、一般排水 75円／㎥、特定排水 90円／㎥)
2. 9. 17	各務原浄化センター周辺地域整備交付金に関する協定書締結 (岐阜県知事と4市9町、平成3年度から平成8年度までの岐阜市負担分 28,304 千円)
2. 9. 20	岐阜県議会に、岐阜県流域下水道条例について、木曽川右岸流域下水道の維持管理に要する費用の市町の負担についての2議案が提出され可決される
2. 12. 21	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正(負担区制の導入 単位負担金第1負担区50円 第2負担区150円)
3. 3. 25	木曽川右岸流域下水道通水式
3. 4. －	芥見処理区面整備工事着手
3. 4. 1	木曽川右岸流域下水道供用開始
3. 4. 1	岐阜市流域関連公共下水道供用開始(東部第1処理分区 東部第2処理分区)
3. 4. 1	建設、施設、維持管理部門を明確化するため、水道部機構改革により、水道一課、水道二課、下水道建設課、下水道管理課、工務課を廃止し、水道課、水道施設課、下水道課、下水道施設課、維持管理課を新設
3. 4. 1	財務会計システム稼働
4. 1. 30	下水道第12次拡張事業変更認可
4. 3. 31	岐阜市流域関連公共下水道供用開始(芥見処理分区)
4. 11. 30	焼成れんが製造施設建設着手

年　　次	事　　項
平成　5.　1.　13	緊急下水道整備特定事業着手（平成4～7年度）
6.　4.　1	水質検査業務の自主検査体制を確立し、水質管理室を水質管理課に名称変更 焼成れんが製造施設の完成に伴い焼成れんが製造販売係を北部プラント内に新設
6.　5.　30	焼成れんが製造施設稼働
7.　3.　31	下水道第13次拡張事業変更認可 流域関連下水道事業第2次変更認可（日置江処理分区）
7.　8.　－	下水道利用戸数 100,000戸に達する
8.　1.　－	南部プラント水処理業務の一部を民間に委託
8.　3.　29	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正（日置江処理分区を第2負担区に編入）
8.　4.　1	新財務会計システム稼働
9.　3.　31	岐阜市流域関連公共下水道供用開始（日置江処理分区）
9.　4.　1	設備課、料金課を廃止し、営業課を新設
10.　4.　1	し尿料金制度及び下水道の検査料制度を廃止
10.　4.　1	水道衛生工事業者制度を排水設備指定工事店制度に改正
10.　7.　24	下水道第14次拡張事業変更認可
11.　9.　30	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正（北西部処理区を第3負担区として設定　単位負担金230円）
12.　1.　20	下水道第15次拡張事業変更認可
12.　2.　23	岐阜市水道部下水暗きょの目的外使用に関する規程の制定
12.　3.　7	流域関連下水道事業第3次変更認可
12.　10.　2	市役所南庁舎から旧北保健センター及び水道部分庁舎へ移転
13.　1.　10	下水道第16次拡張事業変更認可
13.　1.　15	木曽川右岸流域下水道の維持管理に要する費用に関する覚書再締結（岐阜県知事と4市9町、一般排水　66円／㎥、特定排水　74円／㎥）
14.　5.　17	下水道第17次拡張事業変更認可
14.　12.　24	岐阜市下水道条例の一部を改正し、下水料金を改定（平均改定率9.93％、平成15年4月1日施行）
14.　12.　22	北西部処理区（揖斐線南）一部供用開始
15.　4.　1	機構改革により、水道部を上下水道事業部、水道総務課を上下水道事業政策室と上下水道事業総室、営業課を営業室、水道課を上水道事業室、水道施設課を上水道施設室、下水道課を下水道事業室、下水道施設課を下水道施設室、維持管理課を維持管理室、水質管理課を水質管理室に改称
15.　4.　1	新財務会計システム稼働
16.　2.　7	北西部処理区供用開始
16.　3.　8	流域関連下水道事業第4次変更認可
17.　4.　1	機構改革により、上下水道事業総室を上下水道事業政策室に統合し、上水道施設室と下水道施設室を統合して施設室を新設し、鏡岩水源事務所を新設
17.　12.　21	下水道第18次拡張事業変更認可
18.　1.　1	羽島郡柳津町を編入し、編入前の柳津町の区域における料金その他供給条件として、料金は旧柳津町の例により算定、下水道受益者負担金については、岐阜市における新たな排水区（柳津東、柳津西、佐波及び高桑排水区）に対する負担区の名称を第4負担区とし、単位負担金を旧柳津町の例により420円とする
18.　1.　13	流域関連下水道事業第5次変更認可
18.　2.　15 .　.	木曽川右岸流域下水道の維持管理に要する費用に関する覚書再締結（岐阜県知事と4市6町、一般排水　64円／㎥、特定排水　72円／㎥）
18.　3.　24	上下水道事業部中期経営プラン策定（平成17～21年度）
19.　3.　30 .　.	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正（北東部処理分区を第3負担区に編入　単位負担金230円）
19.　12.　－	「岐阜市上下水道事業部経営健全化計画」財務大臣（12/21）、総務大臣（12/22）承認
20.　2.　8	中部プラント改築工事（第1期）着手（平成19～22年度）
20.　2.　28	下水道第19次拡張事業変更認可
20.　2.　28	流域関連下水道事業第6次変更認可
20.　3.　14	雄総排水ポンプ場完成
20.　4.　1	機構改革により、上下水道事業政策室を上下水道事業政策課、営業室を営業課、上水道事業室を上水道事業課、下水道事業室を下水道事業課、施設室を施設課、水質管理室を水質管理課、維持管理室を維持管理課に改称
21.　1.　4	窓口、検針、料金収納等営業関連業務の包括的外部委託に伴い、「岐阜市上下水道料金センター」を開設
21.　2.　12	流域関連下水道事業第7次変更認可
21.　3.　5	下水道第20次拡張事業変更認可
21.　3.　31	焼成れんが製造終了
22.　2.　17	下水道第21次拡張事業変更認可
22.　2.　17	流域関連下水道事業第8次変更認可

年　　次	事　　項
平成 22. 3. 25	りん回収施設完成
22. 3. 31	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正（市街化調整区域を第5負担区として設定　単位単価250円）
22. 3. 31	上下水道事業部中期経営プラン策定（平成22～26年度）
22. 9. 21	八代本庁舎、則武分庁舎、水質管理課を中部プラント地内の新庁舎に統合移転
23. 1. 31	中部プラント改築工事（第1期）完了
23. 2. 7	流域関連下水道事業第9次変更認可
23. 3. 30	岐阜市下水道条例の一部を改正（直接投入型ディスポーザーの導入）
24. 3. 9	下水道第22次拡張事業変更認可
24. 3. 29	岐阜市下水道条例の一部を改正し、下水料金を改定（平均改定率2.97％、平成24年7月1日施行）
25. 2. 21	下水道第23次拡張事業計画変更
25. 8. 12	下水道第24次拡張事業計画変更
26. 7. 18	下水道第25次拡張事業計画変更
26. 10. 31	梶川町貯留槽完成
27. 3. 31	上下水道事業部中期経営プラン策定（平成27～31年度）
27. 3. 27	中部プラント改築工事（第2期）完了
27. 12. 14	岐阜市下水道条例の一部を改正し、下水料金を改定（平均改定率10.24％、平成28年4月1日施行）
28. 2. 29	流域関連下水道事業第10次事業計画変更
29. 3. 3	下水道第26次拡張事業計画変更
令和 元. 6. 28	中部プラント改築工事（第3期）完了
元. 12. 17	岐阜市下水道条例の一部を改正し、下水料金を改定（平均改定率11.58％、令和2年4月1日施行）
2. 2. 13	岐阜市上下水道事業経営戦略策定（令和2～11年度）

３　上下水道事業部事務所一覧表

名　　称	住　　所	連　絡　先
上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町４丁目１番地	TEL　(058)259－7878㈹ FAX　(058)259－7522
中部プラント	〒500-8156 岐阜市祈年町４丁目１番地	TEL　(058)245－2529 FAX　(058)259－7527
北部プラント	〒502-0916 岐阜市西中島６丁目３番２５号	TEL　(058)232－1992 FAX　(058)233－7207
南部プラント	〒500-8285 岐阜市南鶉６丁目７８番地	TEL　(058)272－1033 FAX　(058)273－2044

《参　考》

・岐阜市上下水道料金センター

〒500-8813
岐阜市明徳町１０番地　杉山ビル１階

TEL　(058)266-8835　　FAX (058)269-3909

・公益財団法人　岐阜県浄水事業公社

〒504-0923
各務原市前渡西町１５２１番地

TEL　(058)386-8330　　FAX (058)386-8483

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課

〒５００－８１５６
岐阜市祈年町４丁目１番地

TEL（058）259－7878（代）
FAX（058）259－7522

令和2年11月 200部発行